

厚生労働大臣が定める掲示事項

1. 当院は、厚生労働大臣が定める施設基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

2. 入院基本料に関する事項

●一般病棟

当病棟は、1日に(日勤・夜勤合わせて)14人以上の看護職員(看護師・准看護師)を配置しています。

尚、時間帯の配置は次の通りです。

時間帯	看護職員1人当たりの受け持ち患者数
9時00分～17時00分	5人以内
17時00分～0 時00分	23人以内
0 時00分～9時00分	23人以内

●療養病棟

当病棟は、1日に(日勤・夜勤合わせて)9人以上の看護職員(看護師・准看護師)と11人以上の看護補助者を配置しています。

尚、時間帯の配置は次の通りです。

時間帯	看護職員1人当たりの 受け持ち患者数	看護補助者1人当たりの 受け持ち患者数
9時00分～17時00分	12人以内	10人以内
17時00分～0 時00分	30人以内	30人以内
0 時00分～9時00分	30人以内	30人以内

また、入院診療計画・院内感染防止対策・医療安全管理体制・褥瘡対策・栄養管理体制・意思決定支援及び身体的拘束最小化の基準に適合しています。

尚、患者様の負担による付き添い看護は行っていません。

3. 九州厚生局への届出事項

当院は、厚生労働大臣が定める以下の施設基準に適合し、九州厚生局長に届出を行って診療を行っています。(R7.6 月時点)

【基本診療料】

- ・医療 DX 推進体制整備加算
- ・一般病棟入院基本料(急性期一般入院料 4)
- ・療養病棟入院基本料(療養病棟入院基本料 2／看護補助体制充実加算1)
- ・診療録管理体制加算 2

- ・医師事務作業補助体制加算 1(75 対 1)
- ・療養病棟療養環境加算 2
- ・医療安全対策向上加算 2(医療安全対策地域連携加算 2)
- ・感染対策向上加算 2(連携強化加算・サーベイランス強化加算)
- ・後発医薬品使用体制加算 1
- ・データ提出加算 1
- ・入退院支援加算 1(入院時支援加算)
- ・認知症ケア加算 3
- ・地域包括ケア入院医療管理料 2(看護職員配置加算・看護補助体制充実加算 1)

【特掲診療料】

- ・心臓ペースメーカー指導管理料の注 5 に掲げる遠隔モニタリング加算
- ・がん治療連携指導料
- ・肝炎インターフェロン治療計画料
- ・別添 1 の「第 14 の 2」の 1 の(3)に規定する在宅療養支援病院
- ・在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料
- ・検体検査管理加算(Ⅱ)
- ・CT 撮影及び MRI 撮影
- ・心大血管疾患リハビリテーション料(Ⅰ)
- ・脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅰ)
- ・運動器リハビリテーション料(Ⅰ)
- ・呼吸器リハビリテーション料(Ⅰ)
- ・ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術
- ・保険医療機関間の連携による病理診断
- ・外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)
- ・入院ベースアップ評価料 31

【入院時食事療養等】

当院では、入院時食事療養(Ⅰ)・入院時生活療養費(Ⅰ)の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時(朝食:8 時頃 昼食:12 時頃 夕食 18 時頃)、適温で提供しています。

【その他】

- ・酸素の購入単価

4. 明細書の発行について

当院では、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しています。

また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても明細書を無料で発行しています。

なお、明細書には使用された薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されます。

明細書の発行を希望されない方は会計窓口にてお申し出ください。

5. 保険外負担に関する事項

(1) 特別な療養環境の提供

有料個室の料金について

病棟名	病室番号	料金 税込 (1日につき)	設 備 品
一般病棟	101・102・ 103	5,500 円	ユニットバス・トイレ・電話・冷蔵庫・ テレビ・応接セット
療養病棟	201	3,300 円	シャワー・トイレ・電話・冷蔵庫・テレ ビ・応接セット
	205・206	1,980 円	シャワー・トイレ・イス・テレビ

(2) 入院期間が 180 日を超える入院について

当院では、180 日を超える入院に係る特別の料金として下記金額を徴収しています。

一人一日当たり 1,970 円(税込)

※患者様の病状により除外される場合があります。

※患者様の自由な選択と同意の下で行われます。

(3) 長期収載品の処方等又は調剤に関する事項

令和6年10月から後発医薬品(ジェネリック医薬品)があるお薬で、先発医薬品の処方を希望される場合は、先発医薬品と後発医薬品の価格差の4分の1相当の料金をお支払いいただきます。

※先発医薬品を処方・調剤する医療上の必要があると認められる場合等は、特別の料金は要りません。

(4) その他保険外に係る料金(自費)

・書類に関する文書料等・・・**別途掲載**

・予防接種・・・**別途掲載**

・診療録開示

	開示費用(税込)
カルテ全件コピー(開示)	1 件につき 3,850 円
カルテ等数枚のコピー(開示)	1 件につき 550 円
CD による画像コピー	1 枚 2,200 円

・入院中の主な保険外負担金

	費用(税込)	備考
食事	一般 510円/1 食あたり	・定額負担(1 日 3 食を限度) ・市町村民税非課税世帯の方は、金額が異なります。
病衣	80 円/日額	
紙オムツ	50 円~150 円	・紙オムツは当院指定のものをお使いください。 ・院内売店に各種取り揃えていますので各自で売店にてご購入ください。 ・料金は、主に使用しているオムツの 1 枚あたりの額です。規格等によって多少変動があります。
散髪代	散髪のみ 2,000 円	・散髪を希望される場合は、散髪申込書を事務所へ提出してください。 ・散髪の際、料金が準備できない場合は、翌月入院請求書に業者請求書を添付しますのでお支払いください。
クリーニング代 (外注)	洗濯物 5 点まで 700 円 1 点増える毎 100 円増	・1 回の料金 ・クリーニングを受け取った際に料金の支払いができなかった場合、翌月入院請求書に業者請求書を添付しますのでお支払いください。

6. その他施設基準に係る掲示事項

◇医療情報取得加算

当院は、オンライン資格確認を行う体制を整えており、より良い医療を提供するための十分な情報(受診歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要な情報)を取得・活用し診療を行っています。正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証によるオンライン資格等の利用にご理解とご協力をお願いします。

◇医療 DX 推進体制整備加算

当院では、医療 DX 推進体制整備について以下のように対応しています。

- ・オンライン資格確認を利用して取得した情報を医師等が診療を行う診察等において閲覧又は活用できる体制を有しています。
- ・マイナンバーカードの健康保険証利用の使用に関して、一定程度の実績を有しています。
- ・医療 DX 推進の体制に関する事項及び、質の高い診療を実施するために必要な情報を取得・活用して診療を行うことについて、院内の見やすい場所及びホームページ上に掲示しています。
- ・電子処方箋を発行する体制、電子カルテ情報共有サービスを活用できる体制については、電子カルテメーカーと協議中です。

◇一般名処方加算

当院では、後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方(※一般的な名称により処方箋を発行すること)を行う場合があります。

一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者様に必要な医薬品が提供しやすくなります。

なお、令和 6 年 10 月 1 日から患者様が一般名処方のある処方箋において長期収載品(先発医薬品)での調剤を希望された場合は、薬剤費の一部が「選定療養費」の対象となり、ご負担いただくことがございます。

◇後発医薬品使用体制加算

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みを実施しています。

現在、一部の医薬品について十分な供給が難しい状況が続いていますが、当院では医薬品の供給不足等が発生した場合に、医薬品の処方等の変更等に関して、適切な対応ができる体制を整備しています。

なお、状況によっては、患者さんへ投与する薬剤が変更となる場合がございます。

変更にあたって、ご不明な点やご心配なことなどがありましたら当院職員までご相談ください。ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

以上